

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の
病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保
険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十四日

中国四国厚生局長

依田

泰

名 称	在 地	指定年月日
大村薬局こおげ駅前店	八頭郡八頭町郡家六四七一六	令和七年八月一日